

京都市消防局告示第6号

平成8年2月7日京都市消防局告示第6号（防災センター要員講習等の実施機関の指定）の一部を平成17年12月1日から次のように改めます。

平成17年11月28日

京都市消防局長 森澤正一

本文中「第3条第5項」を「第3条第10項」に、「並びに」を「及び」に改め、「第22条第1項に規定する上級講習及び同」を削ります。

（消防局予防部予防課）